

Ⅲ 参考資料

1. 「ゆめホール事業」一覧（H10～H24）	48
2. 「芸術文化事業協会助成事業」一覧（H10～H24）	63
3. 10年度推進計画（開館時運営指針）	74
4. ゆめホール建設概要	81
5. 公民館所管施設	85
6. 公民館条例	89
7. 公民館関連規則	93
8. 芸術文化振興基金条例	102
9. 施設利用申込書	103
10. 各室利用注意事項	104
11. 公民館使用料と予約の説明	105
12. 館内図	107

※ 1. 2は、開館から平成24年度までの実績です。

1 「ゆめホール事業」一覧 (H10～H24)

平成 10 年度 ゆめホール事業

No.	事業名	期日	鑑賞者数	チケット 販売数	契約金額	チケット 収入	備考
1	町民オペレッタ 「どんぐりの詩がきこえる」	10. 10	1, 200	1, 243	—	—	実行委員会
2	松竹大歌舞伎公演(昼公演)	10. 30	530	560	↓	↓	町老連共催
	松竹大歌舞伎公演(夜公演)	10. 30	596	571	4, 285, 500	2, 174, 500	
3	ベルリンフィル弦楽四重奏 コンサート	11. 8	443	461	1, 095, 000	1, 298, 500	町民憲章推進 委員会共催
4	演劇公演 「ぼくのイソップものがたり」	12. 8	148	154	1, 785, 000	195, 500	
5	小椋佳コンサート	2. 12	603	617	2, 896, 012	2, 116, 000	
6	大楽勝美ピアノリサイタル	3. 20	178	198	800, 000	279, 500	
7	劇団風の子演劇公演 「おいしいものがたり」	3. 25	105	130	202, 650	47, 400	
8	ゆめホール映画会 「アルマゲドン」 「学校Ⅲ」	3. 21	612	629	—	—	青年事業
	合計		4, 415	4, 563	11, 064, 162	6, 111, 400	

平成 10 年度 児童向け公演事業

No.	事業名	期日	鑑賞者数	契約金額	チケット 収入	備考
1	巡回小劇場「EAST ASIA」 韓国音楽	7. 9	356	245, 700	178, 000	町内 7 小学校
2	子ども文化交流会 「クラシック音楽」	11. 2 ～6	—	1, 200, 000	—	町内 10 小学校
	合計		356	1, 445, 700	178, 000	

平成 11 年度 ゆめホール事業

No.	事業名	期日	鑑賞者数	チケット 販売数	契約金額	チケット収入	備考
9	ハウンドドックコンサート	6. 30	406	423	3, 937, 500	1, 707, 000	
10	人形劇団「ぼけっと」	5. 9	78	78	120, 000	65, 200	ウトロ公演
		5. 10	108	108	↑	↑	斜里公演
11	八重山・津軽・知床笛の共演	7. 3	200	189	450, 000	205, 700	オリジナル事業
12	札幌高専ミュージカル「飛天」	7. 29	160	183	350, 000	78, 900	文化合宿
13	タンゴエモーション	10. 3	311	327	—	67, 935	プロモーター共催
15	手づくり音楽会 「河辺バンド」	9. 26	38	38	120, 000	11, 500	
16	NHK公開放送録画 「欽ちゃんとみんな でしゃべって笑って」	12. 12	545	—	—	—	NHK 共催
17	たまごひよこコンサート	12. 18	101	121	—	49, 300	オリジナル事業
18	「劇団海鳴り」児童劇公演	12. 26	115	159	350, 000	64, 700	
19	モンゴル民族音楽 「ホーメイコンサート」	1. 15	106	115	367, 500	116, 200	
20	チェコフィルハーモニー 6重奏団	2. 5	162	172	1, 890, 000	504, 000	
21	ソプラノ&ピアノコンサート	3. 11	181	197	315, 000	282, 900	
22	桂 ざこば独演会(落語)	3. 16	120	124	1, 155, 000	312, 000	
23	大楽勝美ピアノリサイタル	3. 26	58	75	178, 500	106, 900	
24	映画 菊次郎の夏 &パッチアダムス	3. 12	182	117	—	100, 000	285, 600 円
25	映画 ライオンキングⅡ	3. 29	105	107	—	64, 200	106, 500 円
	合計		2, 976	2, 533	9, 233, 500	3, 736, 435	

平成 11 年度 児童向け公演事業

No.	事業名	期日	鑑賞者数	契約金額	チケット収入	備考
1	巡回小劇場 「のんびり転校生」児童劇	9. 22	880	255, 780	256, 200	11 小学校
2	子ども文化交流会 「フェア公演」	11. 29-12. 2	930	1, 267, 774	—	11 小学校
	合計		1, 810	1, 523, 554	256, 200	

平成 12 年度 ゆめホール事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	チケット 販売数	契約金額	チケット収入	備考
26	たまごひよこコンサート	7. 1	76	76	—	28, 850	382, 760
27	夏休み子ども映画会 「ターザン」	7. 30	88	90	—	56, 300	108, 150
28	北海学園大学 グリークラブ演奏会	8. 4	150	158	—	64, 200	70, 000
29	牧阿佐美バレエ公演 「白鳥の湖」	8. 30	610	610	—	—	中学公演/ 文化庁
30	加藤登紀子コンサート	9. 19	574	587	3, 863, 310	1, 718, 000	
31	ブラシモウィーン公演 「金管五重奏」	10. 22	213	224	1, 470, 000	588, 000	中高吹奏楽 クリニック
32	大楽勝美ピアノリサイタル	12. 15	140	166	450, 000	231, 400	ピアノ クリニック
33	冬休み子ども映画会 「トイストーリー-2」	1. 14	170	170	—	95, 500	
34	富良野塾「今日、悲別」	2. 7	520	546	3, 153, 000	1, 867, 000	
35	春休み子ども映画会 「アラジン」	3. 30-31	80	81	—	49, 600	ゆめホール/ ウトロ
	合計		2, 621	2, 708	8, 936, 310	4, 698, 850	

平成 12 年度 児童向け公演事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	契約金額	チケット収入	備考
1	巡回小劇場公演 「混声四重奏」	6. 21	500	283, 500	241, 000	8 小学校
2	子ども文化交流会 「フルート&ピアノ」	11. 27-30	830	1, 200, 000	—	11 小学校
	合計		1, 330	1, 483, 500	241, 000	

平成 13 年度 ゆめホール事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	チケット 販売数	契約金額	チケット収入	備考
36	ヤノシュマテ&中川和子 デュオコンサート	4/24	93	93	—	8,350	プロモーター 共催
37	ほくでんファミリー コンサート/札幌演奏会	6/20	623	整理券	—	0	ほくでん主催
38	宝井琴梅一座の出前寄席	7/5	177	13	80,000	13,200	生きがい大学 共催
39	たまごひよこコンサート	7/15	30	33	300,000	13,600	ピアノとヴァイオリン/ 講義
40	夏の子ども映画会	7/22	105	74	87,150	44,700	くまのプーさん
41	オペラ/東京室内歌劇場公演	8/3	634	整理券	420,000	0	文化庁補助事業
42	おひとり座人形劇公演	8/23	174	34	379,150	159,000	斜里/ウトロ 2公演
43	辛島美登里クリスマス ピアノコンサート	12/15	508	414	3,259,298	1,673,500	
44	冬休み子ども映画会	1/20	62	48	108,150	28,600	ラマになった 王様
45	子供芸術文化フェスティバル	2/17	270	217	682,500	175,500	札幌音楽家 協議会共催
46	春休み子ども映画会	3/30	20	19	87,150	12,000	風を見た少年
	合計		2,696	945	5,403,398	2,128,450	

平成 13 年度 児童向け公演事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	契約金額	チケット収入	備考
1	巡回小劇場公演 「影絵」民話座	9/4	850	284,200	225,300	10 小学校/ 2 公演
2	子ども文化交流会「邦楽」	11/27-30	834	1,200,000	—	10 小学校/ 10 公演
	合計		1,684	1,484,200	225,300	

平成 14 年度 ゆめホール事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	収入	備考
47	津軽三味線 「脩一郎&大地」	5/25	262	268	1,750,000	735,500	
48	劇団風の子 「みちのくの民話」	6/13	127	156	58,800	85,100	
49	EPO Acoustic Live AIR 2002	6/16	115	122	1,099,999	366,500	
50	東京混声合唱団	7/23	562	562	—	—	文化庁助成
51	夏の子ども映画会 「ドクターリトル2」	8/03	31	29	—	16,500	公民借上 98,050
52	子ども芸術 フェスティバル	8/22-25	1,275	205	900,000	96,700	
53	劇団四季「壁抜け男」	9/06	490	509	4,725,000	3,041,420	
54	冬の子ども映画会 「ドラえもん」	1/19	68	73	—	44,900	公民借上 213,700
55	姜建華&楊宝元デュオ コンサート	2/07	284	302	735,000	600,500	
56	楽器博物館とArtの世界	1/15-19	839	—	—	—	美術展開催負担金 等 875,000
57	音楽フェスティバル 「コンサート」	2/14-16	125	147	630,000	137,500	
58	春の子ども映画会 「モンターズ・イック」 「少林サッカー」	3/30	123	126	—	83,100	公民借上 213,150
	合計		3,462	2,499	9,898,799	5,207,720	

平成 14 年度 青少年（学校）公演事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	巡回小劇場公演 「民族歌舞団こぶし座」	12/11	693	7,000	10 小学校/2 公演、集合鑑賞
2	子ども文化交流会 「クラシックギター」	11/26-29	770	573,000	10 小学校/10 公演、出前公演、実行委員会 教職員互助会助成 600,000
	合計			633,819	

平成 15 年度 ゆめホール事業

No.	No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	59	(クラシック) 音楽世界一周の旅	6/18	251	258	0	332,400	三井住友海上 助成
2	60	(歌謡)NHK ラジオ ふるさと自慢うた自慢	7/4	576	891	0	0	公開録音 友好都市 盟約記念
3	61	(演劇) ゴドーを待ちながら	7/6	242	242	2,995,980	709,000	シアターねっと かんげき事業 市町村振興 協会助成 1,000,000
4	62	(演劇) 海の上のピアニスト	7/24	468	0	0	0	文化庁本物の 舞台芸術
5	63	(ミュージカル) SPA 月船の巫女物語	8/8	89	131	700,000	70,400	文化合宿
6	64	(映画会) 「壬生義士伝」 「たそがれ清兵衛」	8/23 -24	119	145	(301,350)	121,600	公民借上料
7	65	(展示) 移動美術館 2003 斜里展	9/16 -21	1036	0	0	0	帯広美術館 共催
8	66	(人形劇) 大型人形劇 「三国志」	10/1	220	222	2,000,000	412,500	道文化財団 助成 800,000
9	67	(創造) 開館 5 周年記念 創作音楽劇 「イタダリの風」	10/1 2	昼 380 夜 456	913	-	(930,300)	町助成 1,000,000 道文化財団 1,400,000
10	68	(総合) 第 3 回斜里/ 子ども芸術フェスティバル	2/4 -8	1,452		400,000	0	
11	69	(ポップス) 夏川りみコンサート 2004	2/5	568	577	-	223,500	宝くじ文化 公演
				5,857		6,095,980	1,869,400	

平成 15 年度 青少年（学校）公演事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	北海道巡回小劇場 「パフファミリーコンサート」	7/9	739	92,500	9 校 2 公演
2	子ども文化交流会 「尺八とギター」	11/25-28	757	616,920	9 校 11 公演 教職員互助会助成 600,000

平成16年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	71	(浪曲、講談) 日本の話芸 「浪曲と講談の夕べ」	6/16	150	179	1,400,000	240,000	道文化財団 助成 650,000
2	72	(クラシック) 「創立40周年記念HBC ジュニアオーケストラ知床コンサート 2004」	7/27	283	383 (高校生以下整理券149名)	—	121,000	HBCジュニアオーケストラ 演奏旅行
3	73	(映画会) 「星砂の島、私の島」	8/8	202	278	—	128,200	契約=10万(謝礼) と売券の1/2 (128,200)
4	74	(ポップス) 海援隊トーク&ライブ 2004 ～TALK&LIVE 君の住 む町へ～	8/28	491	509	2,000,000	1,472,500	
5	75	(クラシック) 北大交響楽団演奏会	9/4	190	207	—	90,100	合宿 9/2-6 ウトロ中コンサート 9/3
6	76	(映画会) 子どもの映画鑑賞普及事業 「クイール」	12/16	425	—	420,000	—	文化庁委託事業 420,000 斜里中学校鑑賞
7	77	(邦楽) 邦楽解体新書 「まーちゃんLIVE」	1/29	53	60	400,000	85,500	芸文講座 三線講座 1/27-29
8	78	(総合) 第4回子ども芸術フェス バル「世界の絵本と出 会おう一週間」	2/8- 13	1,540	—	541,500	—	生涯学習奨励 補助金 130,000
9	79	(クラシック) アンサンブルコンサ ート	3/6	105	117	1,200,000	160,500	芸文講座 クニカ 3/4-6
10	80	(ダンス) ダンスステージ	3/13	123	145	—	129,000	芸文講座 ワークショップ 1/8 -3/12
11	81	(演芸) よしもとお笑いライブ in 斜里	3/24	580	600	2,500,000	1,061,000	
12		(ホリエコンサート) 生きがいコーラス	6/19	40	—	—	—	初イコンサート①
				4,182	2,478	8,461,500	3,487,800	

平成16年度 青少年(学校)鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	北海道巡回小劇場 劇団風の子「のら」	8/26	695	27,000	9校2公演
2	子ども文化交流会 「バイオリンとピアノ」	12/7-9	716	661,000	9校11公演

平成17年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	82	姜建華シルクロード アンサンブル コンサート	6/30 (木) 9:30 ~11:00 13:30 ~14:50	753	24	300,000	24,000	青少年文化センター 小学校鑑賞会 友の会鑑賞事業
2	83	映画会「ハードル」	7/26 (火) 10:00 ~11:30	120	0	440,000	0	子どもの映画鑑賞普及事業 ウトロ中学校鑑賞会
3	84	大楽勝美 ピアノトリオ+1 コンサート	8/9 (火) 18:30 ~20:15	79	106	0	177,500	文化体験プログラム アンサンブルクリニック
4	85	藤原歌劇団オペラ 「愛の妙薬」	9/22 (木) 13:00 ~15:50	462	46	0	46,000	文化庁「本物の舞台芸術鑑賞事業」 友の会鑑賞事業
5	86	コンテンポラリー ダンスステージ	10/8 (土) 19:30 ~20:30	60	44	462,000	45,600	地域創造「公共ホール現代ダンス活性化事業」
6	87	第5回子ども芸術 フェスティバル	1/31 (火) ~2/5 (日)	775	-	-	-	文化体験プログラム
7	88	よしもとお笑いライブ in 斜里 2006	3/17 (金) 19:00 ~20:30	133	140	1,058,000	184,000	

平成17年度 青少年（学校）鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	巡回小劇場 姜建華シルクロードアンサンブル コンサート	6/30 9:30~ 13:30~	675	379,750	9校2公演
2	文化庁本物の舞台芸術体験事業 藤原歌劇団オペラ「愛の妙薬」	9/22 13:00~	408	300,000	斜里中学校
3	子ども文化交流会 スクールコンサート「邦楽アンサンブル」	10/5-7	695	531,000	9校10公演 地域人権啓発活動活性化事業 受託
4	子どもの映画鑑賞普及事業 「ハードル」	7/26	115	440,000	子どもの映画鑑賞普及事業受託 ウトロ中学校

平成18年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	89	ほくでんファミリー コンサート「札幌交 響楽団演奏会」	6/10(土) 18:30 ～20:30	530	800 (無料整 理券)	—	—	主催：ほくでん 主管：HBC・ゆめ ホール
2	90	日本のおどり、日本 のおと「日本舞踊」	9/15(木) 13:00 ～15:50	431	—	—	—	文化庁「本物の舞 台芸術鑑賞事業」 友の会鑑賞事業
3	91	カンテレコンサート ～北欧フィンランド の音色とともに～	10/24(火) 19:00 ～20:50	39	48	100,000	48,000	猫の手企画 初コンサート
4	92	第6回 子ども芸術フェステ ィバル～ 日本グッドトイ展 2007	2/18(日) ～ 2/25(日)	1,616	—	—	—	文化体験プログラム
5	93	ゴスペル ミニコンサート	3/4(日) 19:30 ～20:30	87	90	187,360	45,000	
6	94	懐かし名画鑑賞会	3/24(土) ～25(日)	128	119	265,650	59,500	5回上映

平成18年度 青少年(学校)鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	斜里町小劇場 劇団影法師「皮影劇」公演 「鶴と亀」「スーホの白い馬」 「影絵ワークショップ」	7/6 9:30 ～11:00 13:30 ～14:50	674	117,500	小学校9校2公演 公演料420,000 報償費117,500
2	文化庁本物の舞台芸術体験事業 日本舞踊協会「日本舞踊」	9/15 13:00 ～15:30	431	—	斜里中学校
3	スクールコンサート 「アコーディオンアンサンブル」	10/4-6	687	750,000	小学校9校10公演 第22回小学生芸術鑑賞会

平成19年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	95	吉田恭子ふれあい トリオコンサート	8/23(木) 19:00 ～20:50	154	90 (高校生以下無料)	210,000	129,700	協賛:三井広報委員会、日本青少年文化センター
2	96	小松原庸子プロデュース 情・熱・ファミコ	9/9(日) 19:00 ～21:00	422	700 (無料整理券)	-	-	共催:北海道教職員厚生会
3	97	道立近代美術館 釧路芸術館コレクション 「美へのいざない」 展	9/23(日) ～29(土) 9:00 ～20:00	846	-	-	-	ぐるっと美術館 地域推進事業
4	98	チェコ・フィル・ プラス	10/28(日) 18:30 ～20:30	171	188	1,575,000	344,000	共催: 北海道文化財団
5	99	第7回子ども芸術 フェスティバル わくわく絵本 ファクトリー	2/24(日) ～3/1(日)	1,027	-	320,000	-	共催:実行委員会、図書館 (原画借上)

平成19年度 青少年(学校)鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	斜里町小劇場 ひのき屋「旅する太鼓」公演	5/9 10:00 ～11:20 13:30 ～14:45	763	108,000	小学校9校2公演 公演料420,000 報償費108,000
2	斜里中学校芸術鑑賞会 トリオ・ダンス演奏会	8/30 13:30 ～15:00	309	-	プロデュース業務
3	スクールコンサート リコーダーアンサンブル「トリオーレ」	10/3-5	807	750,000	小学校9校10公演 第23回小学生芸術鑑賞会

平成20年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	100	人形劇 セロ弾きのゴーシュ	7/6 (日) 13:30 ～14:40	118	117 (未修 学児無 料)	790,000	103,100	共催 北海道文化財団
2	101	姉妹町竹富町 盟約35周年記念事業 BEGIN 「ビギンの一五一会 コンサート2008」	9/28 (日) 18:30 ～20:50	562	565	6,000,000	2,915,000	後援:「竹富町・弘 前市との交流を進 める会」 インペリアル レコード
3	102	斜里町手づくりシア ター 天国までとどけ	10/11 (土) 19:00 ～20:30	578	376	—	(430,500)	主催:斜里町手づく りシアター実行委 員会 共催:斜里町・斜里 町教育委員会
4	103	懐かし名画鑑賞会 「雨に唄えば」 「ローマの休日」「シ ャレード」 「巴里のアメリカ人」	2/14 (土) ～ 2/15 (日)	88	95	0	50,100	協力:(財) デジタ ルコンテンツ協会 競輪補助事業
5	104	第8回子ども芸術フ ェスティバル～み る!きく!ふれる! 楽器と絵本の博物館	2/22 (日) ～3/1 (日)	1,637	—	527,000 375,000	—	共催:実行委員会、 図書館 楽器468点展示 (集団鑑賞6団体)
6	105	SPIRITS コンサート	3/7 (土) 18:30 ～20:15	121	153	900,000	131,800	後援:斜里町文化連 盟

平成20年度 青少年(学校)鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	斜里町小劇場 民族歌舞団こぶし座公演	7/9 9:30～10:55 13:30～14:50	628	309,250	小学校9校2公演 公演料284,200 報償費25,050
2	斜里中学校芸術鑑賞会	9/16	—	—	プロデュース業務
3	スクールコンサート リコーダーと打楽器アンサンブル “木&木” マリンバ:小田もゆる パーカッション:萩原松美 リコーダー:松浦孝成	10/14-16	690	531,000	小学校9校10公演 第24回小学生芸術鑑賞会

平成21年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	106	ゆめホール映画会 「おくりびと」	5/21 (木) ①14:00 ～16:10 ②18:30 ～20:40	①166 ②195	397	0	401,800	
2	107	ザ・スーパートリオ (クラシックコンサート)	7/8 (水) 19:00 ～21:00	213	195	1,300,000	243,300 (420,000)	共催:北海道文化財団(アートシアター鑑賞事業)
3	108	北の元気舞台 地域間交流公演 劇団 TPS 「秋のソナチネ」	8/5 (水) 18:25 ～20:30	87	91	0	124,400	主催:北海道・自治総合センター・北海道舞台塾実行委員会・北海道文化財団
4	109	アート体感教室 2009 森山開次ミニライブ 「開次さんと一緒に踊ろう」	8/30 (日) 16:05 ～17:00	181	—	0	0	主催 北海道文化財団
5	110	ゆめホール映画会 「ブタがいた教室」	9/9 (水) 18:30 ～20:19	53	48	0	45,700	※販売数の内 親子券 6 枚
6	111	公共ホール音楽活性化事業「福島青衣子 ハープコンサート」	10/23(金) 18:25 ～21:00	122	130	0	181,600	共催 (財) 地域創造
7	112	第9回子ども芸術 フェスティバル～こ の木・なんの木・遊べ る木! ゆめホールが おもちゃ箱	2/21 (日) ～ 2/28 (日)	1,973	—	350,000 290,000	—	共催 実行委員会、図書館 (集団鑑賞 8 団体)

平成 21 年度 青少年 (学校) 鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	斜里町小劇場 劇団風の子公演	7/10 (金) 9:30～10:30 13:30～14:30	571	400,000	小学校 9 校 2 公演
2	スクールコンサート コーラスグループ「ハニーヴィー」 コンサート	10/6 (火) ～8 (木)	640	512,000	小学校 9 校 9 公演 第 25 回小学生芸術鑑賞会

平成22年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	113	宝くじ 文化公演 「畏」(演劇)	6/6(水) 18:00 ~20:10	474	488	0	1,177,500 (205,464)	主催:北海道・自治総合センター ※0は町の歳入
2	114	ゆめホール 映画会 「カール じいさんの 空飛ぶ家」	5/8(土) ①13:30 ~15:13 ②18:30 ~20:13	① 124 ② 85	165	0	179,500	※販売数の内、親子券 45枚
3	115	ゆめホール 映画会 「おとうと」	6/24(木) 18:30 ~20:40	156	165	80,420	167,600	鞠プリズム
4	116	ゆめホール 映画会 「地の涯に 生きるもの」	7/17(土) 14:00 ~16:05	400	-	52,500	0	共催:世界自然遺産登録 5周年・知床旅情誕生 50周年記念実行委員会
5	117	アンサンブル グループ奏楽 クラシック コンサート	9/4(土) 18:30 ~21:10	128	153	500,000	184,300 (250,000)	共催:北海道文化財団アートシアター鑑賞事業
6	118	第10回子ども 芸術フェスティ バル ~紙で楽しもう! レッツ紙 ニケーション!	2/22(火) ~ 2/27(日)	1,477	-	250,000 70,000	-	共催:実行委員会、図書館 (集団鑑賞8団体)

平成22年度 青少年(学校)鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	斜里町小劇場 パフ・ファミリー公演	7/7(金) 9:30~11:00 13:30~15:00	624	179,170	小学校8校2公演
2	スクールコンサート アンサンブルグループ 奏楽木管五重奏 コンサート	9/15(水) ~17(金)	640	774,090	小学校8校8公演

平成23年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	119	NHK ラジオ公開録音 「ふるさと自慢うた自慢」	7/8 (金) 18:00 ~20:10	510	-	0	0	共催：NHK 北見放送局
2	120	ゆめホール映画会 「おにいちゃんのおハナビ」	6/15 (水) 18:30 ~20:40	62	76	110,000	63,500	(株)プリズム ※生きがい大学上映と合わせて実施
3	121	公共ホール音楽活性化支援事業 「BLACK BOTTOM BLASS BAND コンサート」	9/17 (土) 18:05 ~20:00	505	350	1,507,800	517,600	共催：(財)地域創造 (助成 1,005,200) ※販売数の内、親子券 59 枚。
4	122	第 11 回斜里・子ども芸術フェスティバル 「びっくりがいっぱい!! 不思議アート」	2/21 (火) ~ 2/26 (日)	1,790	-	200,000 150,000	-	共催：実行委員会、図書館 (集団鑑賞 7 団体)
5	123	ゆめホール映画会 春休み子ども映画会 「カーズ 2」	3/31 (土) 13:30 ~15:30	109	86	105,000	70,000	(株)プリズム

平成 23 年度 青少年（学校）鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	斜里町小劇場 高学年公演 劇団四季ミュージカル「はだかの王様」 低学年公演 人形劇団ポポロ「じごくのそうべえ」	8/26 (金) 8/31 (水)	309 285	49,110 184,500	劇団四季こころの劇場事業(斜里郡 3 町合同開催)
2	スクールコンサート 和楽器コンサート	10/5 (水) ~7 (金)	606	651,920	津軽三味線 /白田路明 尺八/中村仁樹

平成24年度 ゆめホール事業

No.	通	事業名	期日	鑑賞者	販売数	契約金額	販売額	備考
1	124	ゆめホール映画会 「一枚のハガキ」	6/13(水) 19:00 ～21:00	176	185	150,000	186,800	(株)プリズム
2	125	北海道文化財団 文化の宅配便事業 「ユニット・リトル バレエウトロ公演」	10/14(日) 16:30 ～18:20	190	—	—	—	共催:北海道文化財団 費用は財団負担
3	126	第12回斜里子ども 芸術フェスティバル 「ドールズ・イン・ ワンダーランド」	2/19(火) ～ 2/24(日)	1,715	—	300,000	—	共催:実行委員会
4	127	ゆめホール映画会 「長ぐつをはいた ネコ」	2/9(土) 13:00 ～15:00	127	94 (内親子 券44)	105,000	77,000	(株)プリズム
5	128	劇団東京乾電池 「寿歌」	3/13(水) 19:00 ～20:20	315	339	2,493,930	825,500	助成:地域創造、北海 道文化財団、日本芸術 文化振興会(助成合計 1,868,000円)

平成24年度 青少年(学校)鑑賞事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	支出額	備考
1	斜里町小劇場 影向舎「学校寄席」	8/26(金)	633	181,190	2回公演 ・ 9:30～10:50 ・ 13:30～14:50
2	スクールコンサート アンサンブル・グループ「奏楽」 コンサート	9/19(水) 9/20(木) 9/21(金)	町内 7小学校	767,816	ガイオリン/小林瑠衣・ 田島理恵 ガイオラ/前南有 チロ/渡辺文 ソアラ/一鐵久美子 ピアラ/前田朋子

2 「芸術文化事業協会助成事業」一覧 (H10～H24)

平成 10 年度 町助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者数	主催者	助成金額	総事業費	備考
1	町民オペレッタ 「どんぐりの詩がきこえる」	10. 10	1, 200	実行委	5, 000, 000	8, 985, 344	こけら落とし 事業
2	大塚文雄コンサート	3. 13	850	実行委	600, 000	—	2公演
	合計		2, 050		5, 600, 000	8, 985, 344	

平成 11 年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者数	チケット 販売数	助成金額	総事業費	備考
1	宗次郎コンサート	6. 19	563	570	2, 000, 000	5, 472, 500	
2	フルート&ハーブコンサート	7. 21	150	185	240, 000	914, 700	道財補助 ホワイエ
3	カッパ座斜里公演	8. 5	359	335	300, 000	1, 081, 700	
4	ロシア民族アンサンブル公演	9. 15	510	530	500, 000	1, 524, 935	
5	ゆめホール開館記念 バレエコンサート	10. 10	446	552	500, 000	1, 740, 742	
6	藤間喜世舞踊公演	10. 31	600	664	500, 000	1, 828, 000	
7	スラング・ピンボル・ マニアライブ	11. 20	140	140	150, 000	263, 116	
8	斜里吹奏楽団 青木フィルジョイントコンサ	11. 21	350	350	100, 000	504, 925	
9	若葉劇団 「花の大江戸人情芝居」公演	2. 27	577	577	600, 000	1, 177, 000	
	合計		3, 695	3, 903	4, 890, 000	14, 507, 618	

平成 12 年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	助成金額	総事業費	備考
1	西村由紀江ピアノコンサート	4. 22		553	500, 000	1, 550, 000	
2	映画上映「マネシてシネマ」	5-7月		544	100, 000	470, 000	3回6上演
3	現代座公演「虹の立つ海」	6. 6		250	300, 000	1, 150, 000	
4	福居良ピアノトリオ	6. 16		230	200, 000	1, 230, 000	文化財団補助
5	伊藤多喜男コンサート	9. 3		596	2, 000, 000	4, 010, 000	
6	劇団みずなら「ゴジラ」公演	9. 10		350	300, 000	810, 000	
7	開館2周年 「子ども演劇と歌謡舞踊公演」	10. 8		531	400, 000	1, 150, 000	手づくり シアター
8	劇団わらび座 「菜の花の沖」公演	10. 14		509	800, 000	4, 000, 000	文化財団補助
9	山岡未樹ジャズコンサート	4. 1		103	350, 000	900, 000	
10	ハードコアライブ in 斜里	4. 15			150, 000	320, 000	
	合計		0	3, 666	5, 100, 000	15, 590, 000	

平成 13 年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	助成金額	総事業費	備考
1	藤間勘喜志社中 「水無月の踊り」	6/24	623	617	300,000	3,322,992	
2	カップ座「笠地蔵」公演	8/10	350	341	300,000	985,000	
3	「リトルバレエコンサート 21」公演	9/23	630	718	500,000	1,850,000	道補助
4	沖縄民俗芸能 「竹富島の種子取り祭」公演	9/28	500	525	600,000	1,650,087	道教委補助
5	村松健ピアノコンサート	10/19	190	143	400,000	900,000	
6	アンサンブル・ノースウィング 公演	12/8	130	142	300,000	798,000	道文化財団 補助
7	和泉元彌狂言公演	3/13	730	734	1,000,000	3,258,422	道文化財団 補助
8	桂文珍落語会	2/23	400	357	1,600,000	2,593,628	
9	寺島ファミリーコンサート	3/31	337	561	600,000	1,684,189	
	合計		3,890	4,138	5,600,000	17,042,318	

平成 14 年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	助成金額	総事業費	備考
1	宮下祥子ギターリサイタル	4/20	90	88	250,000	547,581	
2	西村由紀江ピアノコンサート	4/27	385	448	649,663	2,098,988	
3	江差追分公演	6/30	466	589	479,025	1,081,025	
4	この子たちの夏、 1945 ヒロシマ・ナガサキ	7/20	530	589	627,587	1,849,587	
5	アフリカンコンサート 2002 「ジャナグル」	8/06	189	253	400,000	783,250	
6	小笠原千秋ジャズ	10/08	115	162	320,000	644,400	
7	タンゴ・タンゴ・タンゴ	11/19	554	581	865,324	3,584,324	道文化財団
8	T P S 公演 「冬のバイエル」	12/12	110	144	1,000,000	2,008,980	
9	朗読とバレエの夕べ	12/22	420	557	292,866	892,066	
10	斜里手づくりシアター	2/23	440	573	500,000	1,195,143	
	合計		3,299	3,984	5,384,465	14,685,344	

平成 15 年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	高橋知巳カテット北海道ツアー	4/19	80	103	150,000	397,240	寄付 0
2	富岡ヤサキ EL パーソナルコンサート	5/17	234	235	250,000	542,939	寄付 0
3	テ・フ・パ・ベ・ットシアター「オカエウス」	5/20	320	190	400,000	735,414	寄付 59,886
4	水の学校夏まつりコンサート	8/8	125	194	240,000	733,495	寄付 0
5	カッパ座「三匹のこぶた」	8/20	350	353	300,000	856,884	寄付 6,616
6	わらび座「アテルイ」	9/14	215	335	500,000	1,301,247	寄付 2,593
7	VOICE LIVE TOUR2003	10/8	110	127	340,000	599,609	寄付 56
8	民謡と演歌の花道	10/19	850	936	1,000,000	2,821,482	寄付 86,018
9	ドジラと森のまいごたち	12/21	250	132	1,200,000	2,911,926	寄付 0
10	伊奈かつべいコンサートⅡ 2004	1/24	580	631	1,200,000	2,227,816	寄付 184,338
11	ユニット・リトルバレー ENERGY	3/6	290	355	900,000	1,860,775	寄付 0
	合 計		3,404	3,591	6,480,000	14,988,827	寄付(戻入額) 398,767

平成16年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	The Fareast Band ハジメツアー in 斜里	4/13	80	89	100,000	287,336	寄付 10,799
2	西村由紀江 ピアノコンサート in 知床 2004	4/17	516	590	900,000	2,124,964	寄付 201,536
3	福島泰樹「短歌絶叫コンサート」	6/26	292	292	500,000	952,655	寄付 131,345
4	ドラマシターども 「月は何処ぞ雨如何に」公演	7/4	92	116	200,000	564,861	寄付 15,439
5	「東京ポップス珠玉のポップス Mermaid-Bluebird したっけ 遊びにおいでよ」北海道ツアー	7/18	167	286	150,000	476,034	寄付 0
6	原信夫とシャープス&フラッツ 斜里公演	7/31	483	574	1,500,000	3,019,292	寄付 14,208
7	劇団カハ座 「みにくいアヒルの子」公演	8/5	428	427	150,000	363,500	寄付 5,141
8	水のがっこう夏まつりコンサート	8/7	72	91	100,000	251,000	寄付 0
9	藤間勘喜志社中 「秋のおどり」	10/24	529	529	500,000	3,197,517	寄付 0
10	小笠原千秋しれとこコンサート	10/29	110	143	330,000	605,295	寄付 10,705
11	銀のエンゼル上映会&トークショー	11/5	618	630	400,000	1,696,413	寄付 1,757
12	劇団みずなら 「森のまなびや」公演	12/4	280	308	60,000	245,633	寄付 0
13	斜里バレーカレッジフット 5周年記念「発表会」	12/26	570	688	1,000,000	2,232,000	寄付 34,824
	合計		4,237	4,763	5,890,000	16,016,500	寄付(戻入額) 425,754

平成17年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	富岡ヤスヤエレクトーン パーソナルコンサート	4/24	274	291	270,000	633,154	寄附 1,446
2	加藤登紀子 40周年記念コンサート	5/21	620	656	1,500,000	3,437,113	寄附 27,387
3	松井誠劇団 設立20周年記念公演	6/23	531	537	1,300,000	3,089,129	寄附 80,871
4	劇団海鳴り 「父と暮らせば」斜里公演	6/26	293	362	150,000	417,846	寄附 87,354
5	デ・パ・パ・ットシアターひとみ人形劇場 「泣き虫桃太郎」斜里公演	7/3	209	207	230,000	410,004	寄附 996
6	マリンバフェスタ in 斜里	7/14	223	341	400,000	960,958	寄附 7,042
7	宗次郎コンサート	9/28	450	552	500,000	3,505,699	寄附 3,301
7	久野堅太郎 HIPHOP ダンス 凱旋公演	10/15	430	529	500,000	1,619,250	寄附 0
8	斜里混声合唱団 第28回定期演奏会	10/29	528	528	400,000	942,399	寄附 0
9	中島啓江コンサート	11/22	560	475	1,000,000	2,024,608	寄附 123,892
10	新春踊り初め～古典と端唄の 会～藤間勘喜志社中	1/15	426	426	200,000	933,252	寄附 0
11	劇団みずなら第9回定期公演 「法王庁の避妊法」	3/11	149	216	150,000	448,742	寄附 0
	合計		4,693	5,120	6,600,000	18,422,154	寄附(戻入額) 332,289

平成 18 年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	西村由紀江ピアノコンサート in 知床 2006	4/22	512	566	900,000	2,039,469	寄附 170,931
2	白土幾美ピアノトリオ コンサート	6/24	85	102	200,000	368,317	寄附 0
3	岩見淳三&YAYOI コンサート	7/9	31	31	35,000	81,500	寄附 6,500
4	劇団かっぱ座公演 「ねこときんぎょ」	8/23	353	351	200,000	409,166	寄附 4,034
5	さっぽろ人形浄瑠璃芝居 あしり座「人形浄瑠璃」公演	8/27	187	220	260,000	765,568	寄附 1,432
6	東京混声合唱団創立 50 周年 記念斜里町特別演奏会	9/7	302	391	1,000,000	1,708,666	寄附 63,834
7	南ぬ風まーちゃんライブ	9/12	50	50	75,000	150,000	寄附 0
8	ザ・セッション ライブ イン 知床斜里	9/2	330	536	900,000	1,868,461	寄附 25,539
9	てっちゃん・せのちゃん ブルース ライブ in 知床	10/20	71	88	300,000	495,293	寄附 1,707
10	バイマー・ヤンジン コンサート&トーク in 知床	11/12	200	507	400,000	875,000	寄附 36,617
11	しれとこの音楽会	11/30	130	162	160,000	489,154	寄附 4,846
12	劇団みずなら第 10 回定期公演 「もやしの唄」	1/ 20・21	350	492	200,000	634,046	寄附 0
13	ウィンターコンサート 2007 結成 10 年記念	3/3	350	313	170,000	664,363	寄附 0
14	津軽三味線とエレクトーンの いけめんせっしょん	3/31	503	558	700,000	1,778,620	寄附 4,680
	合計		3,104	4,054	5,500,000	12,313,260	寄附 (戻入額) 320,120

平成19年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	友部裕子シャンソン コンサート「あの日のパリ」	5/12	127	173	200,000	487,724	寄附 72,676
2	劇団かっぱ座公演 「天のたまご」	8/17	350	386	200,000	432,448	寄附 4,752
3	ガイアシンフォニー 第5番上映会	10/5	80	101	90,000	181,586	寄附 11,814
4	工藤忠アコースティック ライブ	10/7	129	141	150,000	361,500	寄附 0
5	鼓童 ワン・アース・ツアー 2007	10/10	610	641	1,210,000	3,219,716	寄附 504,384
6	斜里混声合唱団 第30回定期演奏会	10/20	354	451	578,000	1,127,513	寄附 56,087
7	長浜健佳 三線ライブ	1/19	48	50	75,000	148,200	寄附 1,800
8	林隆三と楽しむ 「宮澤賢治童話の世界」	3/23	275	303	500,000	1,079,391	寄附 5,009
9	阿部一成篠笛ライブ	3/30	50	50	90,000	181,925	寄附 7,575
	合計		1,987	2,190	3,903,000	7,454,903	寄附(戻入額) 264,097

平成20年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	西村由紀江ピアノコンサート in 知床 2008	5/19	501	531	900,000	2,094,065	寄附 50,235
2	東京平松混声合唱団 斜里公演	7/5	267	277	1,000,000	1,613,791	寄附 0
3	知床しゃりクリーンエア フェスティバル'08	8/3	445	445	600,000	1,306,300	寄附 0
4	劇団かっぱ座公演 「鶴の恩返し」	8/5	388	423	200,000	455,695	寄附 3,105
5	押尾コータロー L I V E in 知床	10/3	530	554	2,000,000	4,052,334	寄附 165,166
6	飯田雅春カルテットと ヒップホップダンスの夕べ	11/7	60		160,000	308,858	寄附 0
7	父と暮らせば 芝居・読み語り、佐々木梅治	3/29	128	160	400,000	721,500	寄附 0
	合計		2,319	2,230	5,260,000	10,552,543	寄附(戻入額) 218,506

平成21年度 芸術文化事業協会助成事業

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	愚安亭遊佐ひとり芝居 「人生一発勝負」	6/9	202	273	600,000	1,195,073	寄付 16,527
2	伊藤多喜雄・宗次郎 コンサート	6/27	400	410	1,000,000	3,816,445	寄付 23,555
3	さわやか Air 音楽祭 2009	8/2	500	512	1,000,000	2,245,320	寄付 43,080
4	現代狂言北海道公演	8/13	375	387	1,500,000	3,231,655	寄付 84,345
5	劇団かっぱ座公演 「鶴の恩返し」	8/20	210	313	200,000	401,601	寄付 0
6	藤間勘喜志社中 30周年記念舞踊発表会	10/4	410	373	500,000	5,112,398	寄付 0
7	ザ・これがセッションだ！	10/4	43	60	120,000	242,025	寄付 0
8	スーパーリコーダー カルテット in 斜里	12/19	306	347	670,000	1,624,550	寄付 2,750
9	劇団みずなら第11回公演 「蠅取り紙」	2/6・7	200	346	200,000	519,275	寄付 0
10	Michiko Shimizu トーク&ライブ '10	3/27	486	504	1,250,000	2,474,000	寄付 0
	合計		3,132	3,525	7,040,000	20,862,342	寄付(戻入額) 170,257

平成22年度 芸術文化事業協会助成事業

(単位：円)

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	西村由紀江ピアノ コンサート in 知床 2010	4/24	300	435	1,050,000	2,182,810	寄付 24,290
2	高橋和己カルテット 斜里公演	4/24	70	73	300,000	608,390	寄付 0
3	劇団かっぱ座公演 「ねがい星・かなえ星」	8/11	320	350	300,000	650,385	寄付 615
4	が〜まるちょばサイレント コメディー in 斜里公演	10/12	582	586	1,350,000	2,724,782	寄付 51,756
5	VOICEオホーツクツアー 2010～Philia～	10/13	72	131	290,000	552,000	寄付 0
6	京劇青少年劇場 2010	10/4	316	335	750,000	1,495,947	寄付 62,743
7	古畑亜紀 meets WAYA 7	12/11	55	62	140,000	285,260	寄付 0
8	斜里バレエサークル シルフィード10周年発表会	12/12	565	610	500,000	1,789,799	寄付 0
9	DAIRAK スーパートリオコンサート	12/16	124	190	320,000	634,094	寄付 56,906
10	うつぐみの島 ①「竹富島三線ライブ」 ②映画 「星砂の島の小さな天使」	2/12	①85 ②65	①110 ②88	350,000	692,499	寄付 0
	合 計		2,554	2,970	5,350,000	11,595,966	寄付(戻入額) 196,310

平成23年度 芸術文化事業協会助成事業

単位：円

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	藤間勘喜志社中一座 皐月公演	5/22	210	242	350,000	1,164,482	寄付0
2	米村でんじろう サイエンスショー斜里公演	6/28	581	589	1,260,000	2,420,946	寄付223,570
3	さわやか AIR 祭 2011	7/30	341	374	1,300,000	2,402,964	寄付0
4	劇団みずなら第12回公演 「お勝手の姫」	7/30 7/31	265	345	250,000	555,600	寄付0
5	劇団カッパ座公演 「オズのまほうつかい」	8/10	393	435	300,000	737,721	寄付0
6	クラリネット四重奏 カラフルコンサート	9/4	256	294	330,000	660,132	寄付30,268
7	オカリナデュオ うららコンサート	9/22	45	110	175,000	326,011	寄付10,995
8	→Pia-no-jaC← コンサート in 知床	10/15	459	484	1,000,000	2,542,114	寄付130,886
9	EAST vs NORTH EAST ジャズライブ	12/10	55	65	60,000	182,570	寄付0
10	斜里吹奏楽団 レギュラーコンサート 2012	3/3	285	263	143,000	569,271	寄付0
11	一見劇団人情芝居斜里公演	3/11	411	421	800,000	1,466,086	寄付173,414
	合 計		3,301	3,622	5,968,000	13,027,897	寄付(戻入額) 569,133

《平成24年度 芸術文化事業協会助成事業》

単位：円

No.	事業名	期日	鑑賞者	販売数	支援金額	総事業費	備考
1	山岡未樹ミーツ大徳俊幸 トリオ 北海道ツアー in 斜里	4/22	51	73	250,000	484,430	寄付 0
2	鈴木光雄爆笑ライブ 2012 ～3 度目が来る前に～	5/12	260	386	150,000	494,860	寄附 41,140
3	宮沢和史寄り道四十七次 ～花鳥風月～斜里公演	6/29	223	238	630,000	1,186,657	寄附 38,354
4	高嶋ちさ子&加羽沢美濃 カジュアルクラシックス	7/18	440	486	1,490,000	2,914,500	寄付 0
5	DAIRAKU スーパートリオ コンサート	8/14	82	166	320,000	638,715	寄附 7,285
6	映画「人生ここにあり」 上映	8/19	57	60	69,000	138,100	寄付 0
7	劇団カッパ座「ピノキオ」	9/5	452	436	600,000	1,169,216	寄付 0
8	斜混第 34 回定期公演 坂井馨一追悼コンサート	12/22	285	431	260,000	782,099	寄付 0
9	VOICE 20 th Memorial オホーツク LIVE	1/30	48	61	250,000	372,000	寄付 30,000
10	伊藤多喜雄民謡コンサ ート in 知床	3/16	225	346	1,000,000	2,937,364	寄附 80,000
11	松原のぶえ&山川豊 演歌花舞台	3/30	727	739	2,000,000	4,020,029	寄附 195,971
	合 計		2,850	3,422	7,019,000	15,137,970	寄附 (戻入額) 392,750

3 10年度推進計画（開館時運営指針）

平成 10 年度

ゆめホール知床(準備室) 推進計画

平成 10 年 6 月日 ゆめホール知床準備室

I、計画の概要

- 1、この推進計画は、平成 10 年 3 月 20 日策定した「ゆめホール知床管理・運営計画」を基本に、さらに内容を精査し「実施計画」を加えたものである。
- 2、この推進計画は、開館年度にあたる平成 10 年度の運営内容を明示したものである。
- 3、本年 12 月を目標に、新たに「ゆめホール知床 3 ヶ年計画」の策定を予定する。この 3 ヶ年計画は平成 13 年度からスタートする「斜里町生涯学習長期計画」策定までの期間を対象とするものである。

II、重点目標

1、重点目標

- (1) 生涯学習活動の場を提供する。
- (2) 文化・芸術活動の鑑賞及び創造の場を提供する。
- (3) 幅広い文化・芸術活動及び公民館活動を推進する。
- (4) 広く親しまれ、使いやすい施設づくりをめざす。

2、生涯学習推進体制

- (1) 生涯学習推進体制整備の統括窓口は生涯学習課とする。
- (2) 「ゆめホール知床」は、文化会館機能を有する(新)中央公民館として位置づけ、学校、博物館及び図書館等と同じく教育機関として運営する。
- (3) 文化・芸術活動の振興に関する事務は、「ゆめホール知床」に文化係を新設して推進する。
- (4) 公民館運営審議会はゆめホール知床」所管とする。

III、管理運営計画

1、方針

- (1) 生涯学習の場として、広く町民に親しまれる施設運営をめざす。
- (2) 町民の創造的な学習活動を育む施設運営をめざす。

- (3) 現在の中央公民館の制度を基本に、あらたに活動面を充実した町民主体の教育機関としての施設運営をめざす。
- (4) 公民館と文化会館機能の融合による創造的な事業をとおして、地域の特色を生かした運営をめざす。

2、利用時間と休館日

- (1) 利用時間は、午前9時から午後10時とする。
- (2) 休館日は、毎週月曜日及び、12月30日～1月5日とする。
- (3) 休館日を含む開館時間帯以外の利用は、ホール等を利用する催物の場合は、内容により柔軟に対応する。

3、利用申込み

- (1) ホールの催物及び関連する楽屋等の利用は、利用日の2年前から受付を開始する。
- (2) その他の室は、おおむね1年前から受付を開始する。
- (3) 利用申込み受付は、開館日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 利用者は利用申請書を提出し承認を受ける。
- (5) 手続きの簡素化をはかり、町民の愛着と利用拡大をはかる。

4、利用の制限

- (1) 教育機関としての施設機能を十分に発揮するために、以下の事項については利用を制限する。
 - ① 営利を目的とした「販売行為」及びそれに類する行為には施設を貸出ししない。
 - ② 宗教・教派等による、布教及び宗教的な祭事・儀式には施設を貸出ししない。
 - ③ その他、公の施設としてふさわしくないと判断した場合は施設を貸出ししない。
(治安・風俗、集团的・常習的暴力的不法行為、募金活動、公職選挙法による禁止事項等)
- (2) 施設で使用する備品類は原則として館外に貸出ししない。ただし、「貸出用」として配備した機器類や器具類は除く。

5、使用料

- (1) 「ゆめホール知床」の使用料は、現行の中央公民館の使用料を基本に、「基準単価」で現行の2倍以内の引上率とする(1㎡の1時間当たりの使用料を「基準単価」とする。
 - ① 現行中央公民館の単価にたいし、基本的な引上げ率を1.5倍とする。
 - ② ホールは、暖房・冷房・特殊設備相当分として上記の引上率に50%を加算する。
 - ③ ホール以外の各室は、主に冷暖房相当分として上記の引上率に20%を加算する。
 - ④ 「和室」の単価基準が会議室と同等となるように見直しをはかる。
- (2) 料金積算の時間帯区分は、現行の「時間帯区分」から1時間単位に変更し利用者の便宜をはかる。
- (3) 使用料基準の適応判断は、団体の性格ではなく使用する事業の内容を基本にして判断する。

- (4) 休館日、利用時間外の使用にたいしては、2倍以内の割増使用料を徴収できるものとする。
- (5) 営利を目的にした使用にたいしては、3倍以内の割増使用料を徴収できるものとする。

6、減免基準

- (1) 使用料は有料とするが、学習活動の振興のため「減免規定」を設ける。
 - ① 使用料減免により町民による公民館活動及び文化・芸術活動の振興と施設利用の拡大を図る。
 - ② 使用料減免により、ホールを中心にした催物の入場料金の低額化を促し、鑑賞者及び活動の拡大を図る。
- (2) ホール使用に関して、新たに80%の減免率を設ける。

7、職員体制

- (1) 職員体制
 - ① 館長1名(課長職)、係長3名、係3名の定数内職員を配置する。
 - ② 用務員1名(補助職員)を配置する。
 - ③ 委託会社からの派遣により、常駐の舞台技術員1名を配置する。また、催事の舞台業務の一部を専門会社に業務委託する。
 - ④ 会社委託により、館内外の清掃業務、夜間・祝日管理を行う。
- (2) 勤務態勢
 - ① 月曜日(休館日)は全職員が休みとする。
 - ② 火曜日から金曜日は8:45~17:15勤務とする。
 - ③ 土・日曜日は、職員の半数ずつが隔週交代で出勤する(現行の博物館・図書館の方式)。
 - ④ 夜間は、委託会社による施設貸出及び管理業務を行う。
 - ⑤ 祝日は全職員が休みとし、委託会社により施設貸出及び管理業務を行う。

8、その他

中央公民館は町民の利用に支障が生じないように現行体制で管理運営を行うが、ゆめホール知床開館後は「産業会館(仮称)」として商工観光課所管施設として運営する。

IV、事業計画

1、館の主な事業

- (1) 定期的講座を開催すること。
- (2) 討論会、講演会、展示会等を開催すること。
- (3) 文化・芸術に関する事業等を開催すること。
- (4) 学習活動に関する資料・情報等を備え、その利用を図ること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) 住民が自主的に行う文化・芸術に関する事業を援助すること。

- (7) 住民の自主的な生涯学習活動を援助すること。
- (8) 施設を住民の集会、活動等の公共的利用に供すること。

2、公民館活動の推進

- (1) 施設機能を発揮した生涯学習の場を提供する。
- (2) 教室・講座等の開催により、町民の生涯学習活動を支援する。
- (3) 年齢別教育事業を推進する(乳幼児、少年、青年、成人、高齢者)。
- (4) サークル・団体の育成、援助を行う。
- (5) 学習情報の提供を行う。
- (6) 公民館分館活動の充実をはかる。

3、文化・芸術活動の推進

- (1) 町民の文化・芸術活動を支援する。
- (2) 町民による文化・芸術に関する事業等の開催を援助する。
- (3) 館主催による文化・芸術に関する鑑賞事業等を開催する。
- (4) 文化・芸術活動に関するネットワークづくりをめざす。

4、公演事業の推進

(1) 基本的な考え

- ① 文化ホール、公民館ホールの公演事業は、館が直接計画し実施する「館主催事業」と、地域の団体やサークル、実行委員会などが実施する事業への「助成事業」により行う。
- ② 開館当初は館主催公演事業を重点に実施するが、将来的には助成方式に重点を移行する。
- ③ 斜里の特色である各種団体の自主的な活動を支える体制を整備する。
- ④ 鑑賞型に限らず、町民参加型の公演事業や、町民による発表会などの活動を支える。
- ⑤ 文化・芸術事業の事業資金は「基金」運用により継続的な事業実施をめざす。

(2) 館の主催事業

① 主な事業の対象

- イ) 主に青少年を対象にした文化・芸術の事業。
- ロ) 日本の伝統的な文化・芸術活動に関する事業。
- ハ) 地域の文化・芸術活動の振興に必要な事業のうち、団体や実行委員会で取組が困難な事業。

② 事業の方法

- イ) 館で企画した事業を公民館運営審議会に諮り、アドバイザー等の意見を得て実施する。
- ロ) 必要に応じ、団体や機関等との共催により実施する。

(3) 助成事業

① 助成事業の内容

- イ) 団体・サークル・実行委員会等が招へいする公演・創作事業への助成。
- ロ) 団体・サークル・実行委員会等が行う、発表会・展示会等の創造的な文化活動への助成。

② 助成事業の方法

- イ) 事業内容によっては、前年度の秋頃までに実施検討ができるよう対応する。
- ロ) 館の事業予算だけでなく、入場料収入、補助金、寄付金等により実施する。

③ 助成事業の対象

- イ) 「芸術文化事業協会(仮称)」を新たに組織し、事業母体とする。
- ロ) 助成は芸術文化事業協会に行う。
- ハ) 現行の文化公演開催助成事業(90万円)は本事業に吸収する。

④ その他

- イ) 館主催のオープニング事業、助成事業等とおして「体制」を整備する。
- ロ) 助成の受皿となる組織の体制整備を10年度中に行い、平成11年度からの本格的事業実施をめざす。

5、公民館運営審議会

- (1) 館の審議会組織として公民館運営審議会を設置する。
- (2) 委員は10名で構成し、年間5回程度の会議を開催する。

6、外部専門家との連携

- (1) 「文化・芸術アドバイザー」制度を設ける。
 - ① 音楽部門、演劇部門、舞台部門から各1名程度のアドバイザーを依頼する。
 - ② 任期は2年間とし、契約による。
 - ③ 年間に4回程度の会議を開催する。アドバイザーによる事業も検討する。
 - ④ 催物の内容、館の運営、合宿誘致、広報・宣伝などに関して随時アドバイスを受けるとともに、対外的な宣伝活動を期待する。
- (2) 「アーティストネットワーク(仮称)」づくりを進める。
 - ① 斜里で公演等を行ったアーティスト等とのネットワーク組織を作る。
 - ② 具体的には、「ニューズレター」やパンフレット、出版物などの送付、情報交換をとおして継続的なつながりを維持し、アドバイスを受けるとともに連帯を深める。
- (3) インターネットホームページ、館広報誌等により情報発信を行う。

7、ホール利用拡大のための方策

- (1) 減免規定により、入場料金の低額化を促し利用者の拡大をはかる。
 - ① 主催公演事業を実施する。
 - ② 大会・集会等を積極的に誘致する。

- (2) 町民が行う公演事業等にたいし積極的な援助をはかる。
 - ① 公演招へい事業への助成制度を見直す(現行 90 万円からの助成対象と金額の拡大)。
 - ② 町民による発表、創作活動を援助する。
- (3) 企業等が行う文化・芸術活動を支援する。
 - ① 企業や営利団体が、町民に文化・芸術の鑑賞機会を提供するために行う事業を支援する。
 - ② 事業内容により使用料減免制度の対象とする。
- (4) 幅広い公民館活動を基盤とした、文化・芸術活動の底辺拡大をはかる。
 - ① 児童・生徒の練習会場として開放する等、青少年の文化・芸術活動を振興する。
 - ② 公民館講座、学校教育活動等の連携をとおして参加型の創造活動を推進する。
- (5) 鑑賞・創造活動への町民参加を促進する。
 - ① 入場料金の低額化をはかる。
 - ② 文化振興事業と公民館事業の一体的な展開を行う。
- (6) 「文化合宿」の誘致、芸術家のレジデント(本拠地)、フランチャイズ(契約)制度の導入をめざす。

8、文化振興基金の活用

- (1) 現在の文化振興基金のうち町内文化振興資金を母体に、新たな独立した基金として「芸術文化振興基金」(18,460 千円)を設置する。
- (2) 新基金を、館が主催する文化・芸術事業及び助成事業の資金として運用する。

9、開館記念事業の実施

- (1) 10 月 10 日の開館日に、開館のセレモニー及び町民組織による「こけら落とし事業」を行う。
- (2) 開館後の 10~3 月の間に、館主催による「オープニング事業」を行う。施設の特性とこれまでの公演事業との関連を重視して内容を選考するが、ジャンルに偏りが無いよう配慮する。
- (3) オープニング事業については入場料を徴収して実施する。
- (4) 「こけら落とし事業」は、町民が主体となって取組む事業(町民オペレッタ)を援助する。
- (5) 主催・後援事業の他、各団体が行う発表会等の事業も連携して行う。

	時期	内容	区分	備考
開館式典	10 月 10 日	開館式典		文化的な演出
こけら落とし	10 月 10 日	町民オペレッタ	総合舞台	(助成事業)
オープニング イベント	12 月下旬	ポピュラー音楽	ポップス	
	11 月上旬	クラシックコンサート	室内楽演奏会	
	11~3 月	演劇系		
古典系		能あるいは狂言		

	時期	内容	区分	備考
オープニング	11～3月	ピアノコンサート		
		演歌系		(助成事業試行)
		民謡・舞踊系		(助成事業試行)
	12月下旬	児童劇	冬休み子供劇場	
	6～12月	アート作品作製	創作・展示事業	町民参加のワークショップ

10、関係団体の育成

- (1) 施設利用団体の交流組織として、「〇〇利用団体連絡会」の設立をめざす。
- (2) 助成事業の受け皿として、「芸術文化事業協会(仮称)」の設立をめざす。
- (3) 「ホールボランティア」の組織化をはかり、活動を援助する。
- (4) 町民による舞台技術スタッフの育成をはかる。
- (5) 館事業の窓口、ホールボランティアの受皿、その他幅広い文化活動の母体として、「〇〇ホール友の会」的な組織の設立をめざす。

4 ゆめホール建設概要

斜里町公民館「ゆめホール知床」の建設概要

- 1、所在地 北海道斜里郡斜里町本町4番地、12番地
- 2、名称 斜里町公民館 ゆめホール知床
- 3、設置 斜里町
- 4、運営 斜里町教育委員会

- 5、面積 敷地面積 22,090 m²
建築面積 4,438 m²
延床面積 4,705 m²

- 6、設計・施工者
 - (1)地質調査 千葉ボーリング工業株式会社
 - (2)敷地測量 株式会社地域開発エンジニアリング
 - (3)基本・実施設計 株式会社石本建築事務所札幌支所
 - (4)工事監理 株式会社石本建築事務所札幌支所
 - (5)施工 建築工事/竹中・三共後藤・阿部特定建設工事共同企業体
(舞台機構/株式会社サンケン・エンジニアリング)
電気設備/拓北・三共・片山特定建設工事共同企業体
(舞台照明/丸茂電気株式会社)
(舞台音響/北海道ナショナル情報特機(株)/(株)コシノエンジニアリング)
給排水衛生設備/池田・吉崎・長屋特定建設工事共同企業体
外構工事/株式会社河面組

- 7、工期
 - (1)基本構想 平成7年11月20日～平成8年2月19日
 - (2)基本構想設計コンペ 平成8年2月25日
 - (3)基本・実施設計 平成8年3月28日～平成8年12月30日
 - (4)建築工事 平成9年3月11日～平成10年8月31日
 - (5)外構工事 平成9年9月10日～平成10年7月1日

- 8、開館日 平成10年10月10日 午前10時10分10秒

- 9、建築概要
 - (1)構造・階数 鉄筋コンクリート造/一部鉄骨造/地上2階建
 - (2)屋根 カラーガルバリウム銅板投付横葺
 - (3)外壁 コンクリート打放/吹付タイル/一部磁器質タイル
 - (4)最高の高さ 24m

10、外構概要

- (1) 建物正面広場 約4,000㎡ (建物東側広場約10,000㎡は13年度2期工事予定)
(2) 駐車場 身障者用5台、高齢者用26台、一般用約200台(役場庁舎兼用)

11、事業費

建設関連事業費	平成7年～10年度	2,349,119千円
準備室事業費	平成7年～9年度	16,074千円(職員給与除)
開館年次事業費	平成10年度当初予算	70,772千円(建設費・職員給与除)

12、事業経過

- 1977年 文化会館の建設基金を設置する。最初の寄付は斜里町商工青年部。
1979年 第二次斜里町総合計画で建設方針。
1981年 用地取得、基本設計発注。しかし、災害発生等により計画を一時中断する。

1989年 総合社会教育センター庁内プロジェクトが発足する(翌年まで)。
1992年 総務部に建設準備室設置する。課長職1名配置。
町民50名による「まちづくり審議会」を設置し、位置・規模・機能等を検討する(翌年まで全体会議10回、文化部会6回開催)。
1993年 施設整備計画を策定し、町議会で協議を始める(翌年まで協議会11回開催)。
1994年 町議会に調査特別委員会を設置する。(翌年まで7回開催)
1995年 基本構想設計競技に関連する予算を議決する。
町議会に施設整備に関する特別委員会を設置する(完成まで21回開催)。
教育委員会に準備室を移管する。室長を教育次長兼務。担当主幹1名配置。
「準備室だより」の発行始める(98年9月まで33号発行)。
1996年 基本構想設計競技を行う
(1次審査に町民選考委員50名参加、最終審査に町民代表参加、2.25)。
準備室講座パートI開催する(4回)。
基本・実施設計発注する(3.28)。
15名による町民検討委員会を設置する。(98年3月まで20回開催)
1997年 建設工事着工する(3.11)。
準備室講座パートII(4回)、III(3回)を開催する。
町民検討委員会により緞帳図柄を企画、決定する。
1998年 準備室講座パートIV、V、プレイベント「アジアの風響」を開催する(3.14)。
公募、町民選考により正式名称を「ゆめホール知床」とする。
公民館条例を全面改正、管理運営計画を策定する(3.20)。
竣工・引渡し(8.11)。
開館式(10.10, AM10.10.10)

13、各室概要

室名	面積	内容
文化ホール	600席 860㎡	600席（車椅子用着脱式6席、前列着脱式53席含む）。立見席51人。プロセニウム型の多目的ホール。可動式反響板。調光、映写、音響操作室有。間口16m、高さ9m、奥行き12m。舞台面積約380㎡、上手柚4m、下手柚10m。ボーダーライトバトン1本、サスペンションライトバトン4本、プロセニウムライトバトン1本、フロントサイドライト、シーリングライト、美術バトン8本。鍛帳、中割幕、ホリゾント幕、大黒幕、他。
公民館ホール	297㎡ 300席	移動イスによる多機能ホール。昇降式舞台、天井キャットウォーク、床フローリング。調光、映写、音響操作室、椅子庫有。間口10m、高さ5.5m、奥行き5m。舞台部分約70㎡、ボーダーライトバトン1本、サスペンションライトバトン2、美術バトン2。客席天井部キャットウォーク有。
リハーサル室	120㎡	床フローリング、防音構造、収録室・ラウンジ有。
和室	72畳	2室に分割使用可能。床・炉有。
会議室 1	105㎡	80人程度の会議室。2室に分割使用可。スクリーン・暗幕・マイク等有。楽屋使用可能。化粧カウンター・鏡有
会議室 2	48㎡	20～30人の会議可能。楽屋使用可能。化粧カウンター・鏡有
会議室 3	45㎡	20人以内の会議。床カーペット
実習室 1	65㎡	絵画等の軽作業室。会議使用可能。流し・倉庫有。屋外テラス有。
実習室 2	65㎡	木工、陶芸等の作業室。流し・倉庫・電気窯・木工機具有。屋外テラス有。
調理実習室	65㎡	調理台(4台)、レンジ、オープン、ガスコンロ他有。屋外テラス有。
楽屋 1	38㎡	5～10人使用可。2分割使用可。会議室使用可。
楽屋 2	18㎡	2～5人使用可。
楽屋 3	18㎡	個室楽屋、シャワー有。
和室楽屋	20畳	化粧カウンター・鏡有。会議室使用可。
団体活動室	65㎡	印刷機・サークルロッカー有。予約不用。
子供室	30㎡	ピアノ、絵本有。予約不用。
応接室	25㎡	来客・会議用。10～15名程度。
事務室	90㎡	受付カウンター。総務係、公民館事業係、文化係。
ロビー ホワイエ	430㎡	休憩・図書・クローク有。展示コーナー。 喫茶コーナー、CDリスニング椅子、休憩・展示スペース。
中庭 その他	250㎡	ミズナラ5本。テラス有。催事使用可。 身障者トイレ(2ヶ所)・オストメイト利用可、ラウンジ(2ヶ所)、廊下展示ギャラリー、給湯室(2ヶ所)ピアノ庫(2台)、大道具庫(63㎡)シャワー(2室)、洗濯機。

14、建設事業費

支出

	小計	H 7	H 8	H 9	H10
地質調査	4,738	4,738			
敷地測量	1,184	1,184			
基本構想コンペ	9,000	9,000			
基本・実施設計	58,710	58,710			
工事監理	10,500			6,300	4,200
建築工事	2,061,150		120,000	1,323,112	618,038
外構・解体	54,495			30,163	24,332
備品購入	137,970				137,970
用地購入	2,600				2,600
屋外施設	6,933				6,933
補償費	1,839				1,839
合計	2,349,119	73,632	120,000	1,359,575	795,912

財源

道振興補助金	102,000			52,000	50,000
地域総合整備債	1,758,800	60,700	108,000	1,019,600	570,500
基金繰入金	486,180	12,932	12,000	287,975	173,273
備品指定寄付	300				300
一般財源	1,839				1,839
合計	2,349,119	73,632	120,000	1,359,575	795,912

5 公民館所管施設

公民館本館として「ゆめホール知床」、公民館分館として12分館（ウトロ分館は事業のみ）の他、開発道路事業所跡事務所を所管している。

施設名 区分	ゆめホール知床	美咲分館	川上分館	峰浜分館
開館年月日	H10. 10. 10	S26. 1. 29	S25. 3. 27	S34. 5. 1
建設年月日	H10. 8. 10	H16. 10. 15	S51. 11. 5	S52. 10. 6
建築延面積	4,705 m ²	150.71 m ²	312.19 m ² (H13. 10 増築後)	256.12 m ²
規模構造	鉄筋コンクリート 一部鉄骨 2階建	木造、防火サイディング 平屋	木造モルタル 平屋	木造モルタル 平屋
総工費	2,349,119 千円	34,131 千円	38,682 千円	17,000 千円
所在地	本町 4	美咲 73-3	川上 132	峰浜 22
電話番号	22-2222 22-2220 (FAX)	23-1627	23-1762	28-2117
部屋類	文化ホール 公民館ホール リハーサル室 和室 会議室 1~3 楽屋 1~3 和室楽屋 実習室 1、2 調理実習室 子供室、中庭 団体活動室	研修室×2 調理実習室	集会室 和室×3 調理室	集会室 和室×2 調理室 玄関×2
職員配置	職員 7 (体育振興) 舞台技術常駐 2 清掃委託 2 夜間管理委託 1	分館長、主事 (非常勤) (自治会推薦)	分館長 (非常勤) (自治会推薦) 主事 (非常勤) (学校教員兼務)	分館長、主事 (非常勤) (学校教員兼務)
休館日	月曜日、年末年始	無	無	無
備考	文化ホール (600 席) 反響板 鑑賞室	H16 改築		へき地保育所開設

施設名 区分	中斜里分館	朱円分館	来運分館	三井分館
開館年月日	S40. 8. 31	S46. 4. 1	S58. 12. 15	S35. 7. 31
建設年月日	S55. 3. 31	S55. 12. 10	S58. 12. 15	S59. 9. 13
建築延面積	611. 38 m ²	354. 3 m ²	168. 93 m ²	240. 98 m ²
規模構造	鉄骨 平屋	木造 ALC 板 平屋	木造E1外 平屋	木造E1外 平屋
総工費	千円	3, 8000 千円	18, 380 千円	26, 163 千円
所在地	中斜里 38	朱円 51	来運 67	三井 182-32
電話番号	23-3346	23-0040	23-2197	23-1407
部屋類	アリーナ 和室×2 児童室 事務室	集会室 和室 研修室 調理室 事務室	集会室 和室 調理室	集会室 和室×2 調理室 事務室
職員配置	分館長、主事 (非常勤) (自治会推薦)	分館長、主事 (非常勤) (学校教員兼務)	分館長、主事 (非常勤) (自治会推薦)	分館長、主事 (非常勤) (自治会推薦)
休館日	無	無	無	無
備考	平成 23 年度から、 中斜里多目的研修 施設所管変更 こども支援課へ	へき地保育所開設		

施設名 区分	越川分館	以久科分館	富士分館	大栄分館
開館年月日	S25. 4. 17	S37. 12. 1	S25. 3. 26	S41. 8. 1
建設年月日	S60. 11. 25	S61. 9. 30	S62. 10. 16	S63. 10. 3
建築延面積	229. 38 m ²	356. 03 m ²	179 m ²	242. 21 m ²
規模構造	木造 ¹⁾ 平屋	木造 ¹⁾ 平屋	木造 ¹⁾ 平屋	木造 ¹⁾ 平屋
総工費	26, 860 千円	42, 770 千円	20, 580 千円	28, 453 千円
所在地	越川 89	以久科南 23	富士 56	大栄 90
電話番号	23-0097	23-1538	23-1845	23-1656
部屋類	集会室 和室×2 調理室	集会室 和室×2 調理室 事務室	集会室 和室×2 調理室	集会室 和室×2 調理室 事務室
職員配置	分館長、主事 (非常勤) (自治会推薦)	分館長、主事 (非常勤) (学校教員兼務)	分館長、主事 (非常勤) (自治会推薦)	分館長(非常勤) (学校教員兼務) 主事(非常勤) (自治会推薦)
休館日	無	無	無	無
備考		へき地保育所開設		へき地保育所閉所(H 24. 3. 31)

施設名 区分	ウトロ分館	旧三井小学校分館	びらが (旧開発事務所跡)
開館年月日	(ウトロ支所)	H23. 4. 1	H14. 4. 1
建設年月日	H14. 4. 1 (分館開設日)	S47. 11	S43. 11. 28
建築延面積	S56. 3. 25	1, 034 m ²	444. 22 m ²
規模構造	1324. 17 m ² 鉄骨コンクリート 2階	木造 平屋	コンクリートブロック 2階
総工費			
所在地	237, 880 千円	三井	西町 36
電話番号	ウトロ香川 1 24-2200		
部屋類	ホール 会議室×2 和室×2 調理実習室 図書室 資料室		
職員配置	分館長、主事 (支所職員兼務)		
休館日			
備考		平成 22 年 3 月廃校 平成 23 年 4 月より 分館指定	平成 14 年 4 月より 所管

6 公民館条例

○斜里町公民館条例

平成10年3月20日
条例第21号

斜里町公民館条例(昭和39年条例第30号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条第1項及び第30条第2項の規定により、公民館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法第20条の規定により、斜里町に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称は、ゆめホール知床(以下「公民館」という。)とし、位置は本町4番地とする。
2 必要に応じ分館を設けることができる。

(管理者)

第4条 公民館は、斜里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(事業)

第5条 公民館は、法第22条に規定する公民館事業のほか目的達成に必要な事業を行うものとする。

(職員)

第6条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。
2 職員は、非常勤とすることができる。
3 職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命する。

(審議会の設置)

第7条 館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査審議するため公民館運営審議会を置く。
2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会委員の定数及び任期)

第8条 委員の定数は、10人とする。
2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
3 委員が前条第2項に該当しなくなった場合、又は特別の事情があるときは、任期中であってもこれを解任することができる。
4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 委員の互選により、審議会に会長、副会長をそれぞれ1人置く。
2 会長は、会議の議長となり会務を総括する。
3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(使用許可)

- 第10条 公民館(附属設備、備付け備品及び敷地を含む。)を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。
- 2 館長は、管理上必要があるときは前項の許可に条件を付することができる。

(使用制限)

- 第11条 館長は、使用者が次の各号に該当するとき、又は管理上支障があるときは使用を許可しない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - (2) 施設を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 物品販売、布教、募金及び選挙運動を目的とするとき。
 - (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において使用させることが適当でないと認めるとき。

(使用者の義務)

- 第12条 使用者は、館長の許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を他に譲渡転貸してはならない。
- 2 使用者は館長の許可を受けないで特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。
- 3 使用者は、使用許可に付された条件を守らなければならない。

(使用許可の取消し)

- 第13条 館長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消することができる。
- (1) 第11条各号に掲げる事由に該当したとき。
 - (2) 前条に違反したとき。
 - (3) 教育委員会において公民館の管理上必要があると認めるとき。

(使用料)

- 第14条 公民館の使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

- 第14条の2 教育委員会が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に定める区分により使用料の減免をすることができる。
- (1) 町、自治会、青少年及び学校教育活動による使用は、免除する。
 - (2) その他公共的団体等の営利を目的としない使用は、80パーセント減免する。
 - (3) 教育委員会が特に認める使用

(使用料の返還)

- 第15条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合は、全部又は一部を返還することができる。
- (1) 使用者の責任によらない事由により使用不能のとき。
 - (2) 使用前に使用の変更又は取りやめの申出があり、館長が相当の理由があると認めるとき。
 - (3) 教育委員会において公民館の管理上必要があると認め、使用許可を取消したとき。

(原状回復)

- 第16条 使用者は、公民館の使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復して返還しなければならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第17条 使用者の責に帰すべき事由により施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第18条 館長の許可を受けた者以外は、公民館又はその敷地内において物品の販売、拡声器の使用、文書図画の配布及び寄付の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(入館制限)

第19条 館長は、公民館に入館しようとする者又は入館者が次の各号に該当するときは入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(管理委託)

第20条 教育委員会は、公民館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する法人等に委託することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年10月10日から施行する。
- 2 第10条から第15条の手続き事務は、平成10年4月1日から行うことができるものとする。
- 3 第8条第1項は、平成10年4月1日から適用する。
- 4 斜里町公民館条例(昭和39年条例第30号。以下「旧条例」という。)により委嘱された委員は、旧条例による任期が満了するまでは、この条例による委員として在任するものとする。
- 5 旧条例により任命された分館職員は、旧条例による任期が満了するまでは、この条例による職員として在任するものとする。

附 則(平成12年条例第8号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

公民館使用料

1 ゆめホール知床

(1) 施設使用料

単位=円/時間

区分	使用料	備考
公民館ホール	2,100	
和室	1,400	2分割可
会議室1	1,400	2分割可
会議室2	600	
会議室3	800	
実習室1	800	
実習室2	1,000	
調理実習室	1,000	
文化ホール	6,000	
和室楽屋	500	
楽屋1	500	
楽屋2	300	
楽屋3	300	
リハーサル室	1,500	

注1=休館、時間外の使用は、2倍とする。

注2=営利目的の使用は、3倍とする。

注3=和室及び会議室1の2分割使用の使用料は、半額とする。

(2) 館外貸出し備品

単位=円/1個1日

区分	使用料	備考
視聴覚機器類	300	
机、椅子類	200	
調理器具	200	

2 公民館分館

単位=円/時間

区分	使用料	
会議室	(66平方メートル未満)	100
	(66平方メートル以上)	150
体育館	(150平方メートル以上)	300

7 公民館関連規則

○斜里町公民館条例施行規則

平成 10 年 3 月 23 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この教育委員会規則は、斜里町公民館条例(平成 10 年条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 公民館に公民館係、体育振興係を置き、分掌事務は別表第 1 のとおりとする。

(審議会)

第 3 条 審議会の会議は、館長が必要と認めるとき、その日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して招集する。

- 2 会議は委員の半数以上出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 審議会の運営に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(使用時間)

第 4 条 公民館の使用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 使用時間には、準備及び原状復旧に要する時間を含むものとする。

(休館日)

第 5 条 公民館の休館日は、毎月曜日及び 12 月 30 日から翌年 1 月 5 日までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用の申請)

第 6 条 公民館を使用しようとするものは、その 7 日前までに公民館使用許可申請書(様式第 1 号)を館長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 使用の予約は、別表第 2 の基準により受付けるものとする。

(使用許可等)

第 7 条 館長は、申請書を審査して支障がないと認めたときは、公民館使用許可書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

- 2 使用の許可を受けた者は、使用許可書を携帯し、職員から求められたときは、提示しなければならない。
- 3 使用者が使用許可の取消を受けようとするとき、又は申請書の記載事項の変更については、使用日の 3 日前までにその理由を館長に届出、承認を受けなければならない。
- 4 館長は、公民館の管理運営上必要があると認めたときは、使用されている施設に関係職員を立入らせ、又は使用されている設備、備品を検査することができる。

(使用料の減免)

第 8 条 条例第 14 条の 2の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、その旨を使用許可申請書に明記して館長に提出しなければならない。

2 条例第 14 条の 2 の各号に定める規定の取り扱いは以下のとおりとする。

- (1) 町とは、町(行政委員会、議会、町立学校、町が構成員となる一部事務組合や団体を含む。)が直接行う行事、会議、研修会等の事業、町が共催する事業及び町が実行委員会や協議会等の構成員となつて行う事業
- (2) 自治会とは、自治会連合会、自治会連合会専門部会、単位自治会、単位自治会のサークル・グループ、老人クラブ連合会、単位老人クラブ、単位老人クラブのサークル・グループ等の行う事業。さらに分館においては、およそ当該地域自治会の会員が組織する団体、グループ等が行う事業
- (3) 青少年とは、18 歳以下又は高校生以下の者をいい、青少年が自ら行う事業
- (4) 学校教育活動とは、斜里高等学校、大谷幼稚園が行う教育活動及び教育活動の一環として行われる(部活動を含む。)事業
- (5) その他公共的団体等とは、町内に事務所を有する団体で、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、観光協会、森林組合等の産業経済団体の事業、社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会事業団体の事業、社会教育団体、サークル、スポーツ団体、ボランティア団体、まちづくり団体、文化連盟、体育協会、PTA 等の教育文化社会活動の事業、NPO 法人の収益事業以外の事業、文化・芸術団体や実行委員会による発表活動や鑑賞機会提供事業、及び企業による営利を目的としないで町民に文化・芸術の鑑賞機会を提供する事業
- (6) 前各号の団体等が加盟している管内団体等の事業で当該団体が主管して行う事業は当該団体の事業とする。
- (7) 条例別表第 1 項第 2 号に規定する館外貸出し備品の使用料は第 5 号の使用にあつてはこれを免除する。

(使用者の遵守事項)

第 9 条 公民館の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内の整理整頓に努めること。
- (2) 館長の承認を得ないで施設に設備を取付け、又は印刷物を掲示し、若しくは配布しないこと。
- (3) 館長の承認を得ないで物品を展示若しくは販売し、又は入場料を徴し、寄付の募集、その他これらに類する行為をしないこと。

(公印)

第 10 条 公民館の公印は、別表第 3 のとおりとする。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか公民館の管理について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この教育委員会規則は、平成 10 年 10 月 10 日から施行する。

2 第6条以降の手続き事務は、平成10年4月1日から行うことができるものとする。

附 則(平成14年教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第1号)

この教育委員会規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第2号)

この教育委員会規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第4号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第7号)

この教育委員会規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第7号)

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の斜里町公民館条例施行規則様式第1号(第6号関係)及び様式第2号(第7号関係)により受付及び許可を受けている申請書及び許可書は、改正後の規定による申請書及び許可書とみなす。

附 則(平成21年教委規則第5号)

この教育委員会規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第9号)

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

公民館分掌事務

公民館係

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び保管並びに例規に関する事。
- (3) 公民館運営計画に関する事。
- (4) 公民館運営審議会に関する事。
- (5) 公民館施設、設備及び敷地(分館を含む。)の管理に関する事。
- (6) 公民館施設の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
- (7) 講座、学級、講演会等公民館事業の企画実施に関する事。
- (8) 分館事業に関する事。
- (9) 公民館関係団体に関する事。
- (10) 町民の学習活動及び学習相談に関する事。
- (11) 公民館主催事業の企画実施に関する事。

- (12) 町民の芸術文化活動に関する事。
- (13) 芸術文化振興基金に関する事。
- (14) 町外、海外との文化交流に関する事。
- (15) 芸術鑑賞、文化活動団体に関する事。
- (16) その他公民館及び芸術文化振興に関する事。

体育振興係

- (1) スポーツ振興計画に関する事。
- (2) スポーツ振興審議会及び体育指導員に関する事。
- (3) 社会体育施設の設置及び維持管理に関する事。
- (4) 社会体育施設の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
- (5) 各種スポーツ指導者の養成に関する事。
- (6) 体育団体の育成援助に関する事。
- (7) 体育関係機関に関する事。
- (8) 体育、レクリエーションに必要な設備機材及び資料の提供に関する事。
- (9) その他体育振興に関する事。

別表第2(第6条関係)

使用予約受付基準

使用場所		予約受付日	備考
文化ホール、公民館ホール及び舞台使用に付随する楽屋等		使用予定日の2年前から	当日が休館日又は祝日の場合は翌日から
その他の場所	定期利用	4～9月の使用 前年の10月1日 10～3月の使用 当年の4月1日	
	随時利用	使用予定日の1年前から	

別表第3(第10条関係)

名称	書体	寸法	員数	保管者
斜里町公民館ゆめホール知床之印	てん書体	24mm方形	1個	館長
斜里町公民館ゆめホール知床館長之印	てん書体	24mm方形	1個	館長

(様式第2号裏面)

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号					申請日					
公民館使用許可申請書					住所					
斜里町公民館 ゆめホール知床 館長 様					団体名					
					申請者 職 氏名					
次の通り公民館の使用許可を申請します。					電話番号					
使用目的 (行事名称、内容)										
使用施設 区分	使用日		使用時間		参 集 予定(人)	1 時 間 単価 (B)	* 使 用 料			
	年	月	日	時分～時分			計 (A)	基本料 A×B	減免割増×C	計 A×B×C
計										
備 考							領収印			
注 1. 減免希望、持込み備品、掲示物、販売物等がある場合は備考欄に記入してください。						* 処理欄	受付印		許可年月日	番号
2. 行事の実施要領、案内チラシの案がある場合は添付してください。										
3. *欄は記入しないでください。										
*許可条件				教育長	部 長	館 長	係 長	係		

様式第2号 (第7条関係)

様式第2号					申請日					
公民館使用許可書 兼 領収書					住所					
申請のあった斜里町公民館ゆめホール知床の使用に					団体名					
ついては次のとおり許可します。					申請者 職 氏名					
					電話番号					
使用目的 (行事名称、内容)										
使用施設 区分	使用日		使用時間		参 集 予定(人)	1 時 間 単価 (B)	* 使 用 料			
	年	月	日	時分～時分			計 (A)	基本料 A×B	減免割増×C	計 A×B×C
計										
備 考							領収印			
注 1. 使用にあたっては、斜里町公民館条例及び同施行規則に掲げる事項及び職員の指示を守ってください。						* 処理欄	許可年月日		番号	
2. 違反した場合、許可を取り消すことがあります。										
3. 裏面の使用心得を熟読のうえご使用ください。										
*許可条件				斜里町公民館 ゆめホール知床 館長 印						

公民館使用の心得

1 条例による制限事項 (違反すると許可が取り消されます。)

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反しないこと。
- (2) 施設を損傷しないこと。
- (3) 物品販売(※1)、布教(※2)、募金(※3)及び選挙運動(※4)をしないこと。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織とその構成員の利益に直接的又は間接的にも関係しないこと。
- (5) 使用目的を変更し、又は使用の権利を他に譲渡転貸しないこと。
- (6) 館長の許可を受けないで特別の設備をし、又は変更を加えないこと。
- (7) 付された許可条件を守ること。

※1＝商品展示販売(公演に付帯する販売は除く。)、会費月謝を伴う教授を含む。

※2＝宗教儀式を含む。(分館での葬儀は除く。)

※3＝公益目的は除く。 ※4＝公選法制限行為

2 規則による遵守事項 (守らないとき許可を取り消すことがあります。)

- (1) 施設内の整理整頓に努めること。
- (2) 承認を得ないで施設に設備を取付けたり、印刷物の掲示や配布をしないこと。
- (3) 承認を得ないで物品の展示や販売などをしたり、寄附の募集などをしないこと。

3 心得事項 (ご注意いただきたいこと。)

- (1) 使用前に使用許可書を職員に提示してください。
- (2) 参集者への配布資料一式を提出してください。
- (3) 使用後は事務室までお知らせください。
- (4) 次の使用にさしつかえしますので、所定時間内に使用を終えてください。
- (5) 湯茶を必要とするときは給湯室を利用し、使用後は用具を洗って所定の場所に戻してください(ガス器具や電熱器の持ち込み使用はご遠慮ください。)
- (6) 研修や会議を始める前に参加者に対して所定の喫煙所以外の禁煙について協力を求めてください。
- (7) 職員の許可なく設備を操作したり、備品を移動しないでください。
- (8) 舞台設備の操作は、館長が承認した使用責任者以外にさせないでください。
- (9) 使用について打ち合わせたことは厳守してください。なお、使用内容を変更する場合は事前に職員と協議してください。

	斜里町本町4番地 連絡先 斜里町公民館ゆめホール知床 0152-22-2222
--	---

○斜里町公民館分館設置規則

昭和63年9月29日

教委規則第2号

(設置)

第1条 斜里町公民館条例(平成10年条例第21号)第3条第2項の規定により、斜里町公民館分館(以下「分館」という。)を設置する。

第2条 分館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(分館の事業)

第3条 分館は、それぞれの対象区域内の住民に対し、その地域の規模及び実情に即した事業を行う。

附 則

この規則は、昭和63年10月1日より施行する。

附 則(平成3年規則第13号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成9年教委規則第5号)

この規則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
1 斜里町公民館美咲分館	斜里町字美咲37番地3
2 斜里町公民館川上分館	斜里町字川上132番地
3 斜里町公民館中斜里分館	斜里町字中斜里38番地
4 斜里町公民館富士分館	斜里町字富士56番地
5 斜里町公民館朱円分館	斜里町字朱円51番地
6 斜里町公民館峰浜分館	斜里町字峰浜280番地
7 斜里町公民館来運分館	斜里町字来運67番地
8 斜里町公民館三井分館	斜里町字三井182番地
9 斜里町公民館越川分館	斜里町字越川89番地
10 斜里町公民館以久科分館	斜里町字以久科南23番地
11 斜里町公民館大栄分館	斜里町字大栄90番地
12 斜里町公民館ウトロ分館	斜里町ウトロ香川1番地
13 斜里町公民館旧三井小学校分館	斜里町字三井131番地

○斜里町公民館活動功労者に対する感謝状贈呈要綱

平成8年6月6日
教委要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、公民館分館長及び分館主事並びに分館運営協力者として、公民館活動に大きく貢献した者に対して感謝状を贈ることを定める。

(対象)

第2条 公民館分館長及び分館主事として、地域公民館運営に献身的な努力を行いその実践歴が2期4年以上を有し、顕著な功績があったものと教育長が特に認め退任した者を対象とする。
2 分館運営協力者として、地域公民館運営に対し10年以上の多年に渡り献身的な努力を行い顕著な功績があったと教育長が特に認める者を対象とする。

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は、自治会長等から推薦を受けるものとする。

(推薦書)

第4条 候補者の推薦を行う者は、別表1の様式により教育長に推薦する。

(決定)

第5条 推薦に基づき、教育長が適当と判断し決定するものとする。

(贈呈方法)

第6条 推薦団体長と協議をしてその都度行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月6日から施行する。

別表1 (第4条関係)

公民館活動功労者 (感謝状) 推薦書

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日			
住所						
職業		勤務先				
功績の 概要	区分	分館長・分館主事・運営協力者				
	年数	分館長	自	年～至	年 (年間)	
			自	年～至	年 (年間)	
		分館主事	自	年～至	年 (年間)	
		自	年～至	年 (年間)		
運営協力者		自	年～至	年 (年間)		
		自	年～至	年 (年間)	(通算 年間)	
推薦の内容						
その他参考事項						
対象分館名	斜里町公民館		分館			

上記のとおり公民館分館活動功労者として推薦いたします。

年 月 日

推薦団体 _____ 自治会

会長 _____ 印

8 芸術文化振興基金条例

○斜里町芸術文化振興基金条例

平成10年3月20日

条例第12号

(設置)

第1条 町民の芸術文化活動の促進と本町における芸術文化の推進を図るため、斜里町芸術文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的のために受けた指定寄附金及び一般会計予算に定める額とする。

(使用)

第3条 町長は、第1条の目的に基づき必要があると認めるときは、一般会計予算に計上して、基金の全部又は一部を使用することができる。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 前項の管理に伴う収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。又は、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

斜里町公民館ゆめホール知床 施設利用申込書

項 目	内 容
申込者氏名及び住所 (または法人・団体名)	
使用責任者氏名及び連絡先	
使用希望日時	平成 年 月 日 () 時 ~ 時 平成 年 月 日 () 時 ~ 時
使用希望会場	
使用の継続	①今回限り ②週1回 ③月1回 ④その他 ()
参集予定人員	人
参集者	①社員 ②契約社員 ③会員 ④一般 ⑤その他 ()
使用目的 (表示事業名称)	
使用種目	①社員(パート)募集面接 ②社内会議 ③社内研修会 ④その他 ()
使用内容(具体的に)	
宣伝物の有無 ※原稿段階で提出して下さい	①新聞折込等 ②パンフレット配布等 ③社内連絡 ④その他 ()
事業に関する資料	別に添付して下さい
備考	

ゆめホール知床は公民館として位置づけられており、教育機関として町民の生涯学習活動への援助を目的とした施設です。館内での、宗教による布教活動、物品の販売や類する行為等は条例で使用が制限されておりますので、ご了解下さい。

- ① 商品販売、販売に類する行為、商品の宣伝会等には使用できません。
- ② 継続使用の場合は、翌月分の使用は前月の1日から受付します。

※館 使用欄	館 長	係 長	係	8	5	2	3
				受 理 者	月 日		

© 斜里町公民館ゆめホール知床 〒099-4113 斜里町本町4 Tel 0152-22-2222 Fax 0512-22-2220

会議室・実習室等のご利用にあたって

- 予約した部屋の鍵は、予約の時間になりましたら、事務室で受け取ってください。
- 各部屋に配置されている、机、イス等の配置は自由に変更されてけっこうですが（会議室3を除く）、利用後は元どおりにしてください。
- 各部屋のキッチンキャビネットに、急須、湯のみ、ふきんを配置しています、各自でご利用ください。不足のものがありましたら事務室にご連絡ください。お茶葉はご持参ください。利用後は洗って元どおりにしてください。
- お湯は、給湯室にポット（流し台の下にあります）を備え付けていますので、湯沸し器から給湯してご利用ください。利用後のポットは給湯室にもどしてください。
- 照明は、各部屋入口付近にスイッチパネルがありますので、各自で操作願います。利用後は消灯してください。
- 暖房（冷房）及び換気は、各部屋入口付近にスイッチパネルがありますので、操作説明をお読みの上、各自で操作願います。利用後はスイッチを切ってください。
- 喫煙は、ロビー・会議室1前ラウンジの喫煙コーナーでお願いします。各部屋は禁煙です。
- 各部屋の壁は、セロテープ・ガムテープ・画鋲等を使用しての掲示はできません。掲示物がある場合には、ご利用の前に事務室に連絡願います。掲示のための掲示用パネル、スタンド等を利用させていただきます。
- ゴミは、各部屋にあるゴミ箱に入らない分は各自でお持ち帰りください。
- 利用後は清掃をお願いします。掃除用具は廊下の掃除用具入れにあります。調理実習室と和室は準備室にもあります。
- 利用が終了した後は、室内を点検し、鍵を掛けて退室してください。
- 事務室に鍵を返却し、利用人数をお知らせください。

公共的団体の皆様へ

公民館使用料と予約の説明

平成17年10月1日、使用料・減免基準が改正されました。

1 使用料

区 分	使用料	80%減免後	区 分	使用料	80%減免後
公民館ホール	2,100	420	文化ホール	6,000	1,200
和室	1,400	280	和室楽屋	500	100
会議室1	1,400	280	楽屋1	500	100
会議室2	600	120	楽屋2	300	60
会議室3	800	160	楽屋3	300	60
実習室1	800	160	リハーサル室	1,500	300
実習室2	1,000	200			
調理実習室	1,000	200			

○ 使用料の単位は、1時間当たりです。

2 減免基準の改正

- 公民館条例第14条の2-(2)
その他公共的団体等の営利を目的としない使用は、80パーセント減免する。
- 公民館条例施行規則第8条2項-(5)
その他公共的団体等とは、町内に事務所を有する団体で、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、観光協会、森林組合等の産業経済団体の事業、社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会事業団体の事業、社会教育団体、サークル、スポーツ団体、ボランティア団体、まちづくり団体、文化連盟、体育協会、PTA等の教育文化社会活動の事業、NPO法人の収益事業以外の事業、文化・芸術団体や実行委員会による発表活動や鑑賞機会提供事業、及び企業による営利を目的としないで町民に文化・芸術の鑑賞機会を提供する事業

3 予約

- 予約の申込
 - 予約申込は日中（9:00 から 17:00）をお願いします。
 - 土、日も日中は職員が対応しています。
 - 電話での申し込みもお受けします。その後、使用料を納入していただき本予約となります。
 - 夜間は、委託警備会社での警備員の体制になっており予約を受け付けることは出来ません。
 - 夜間は、警備員により利用希望部屋の空き状況をご案内しています。予約は翌日の日中をお願いします。
- 予約の時間
 - 予約は1時間単位でお願いします。（使用料が1時間単位のためです。）
 - 30分から30分の予約もお受けします。
（例：18時30分～21時30分＝3時間の予約もお受けします。）
 - 予約時間は、準備開始から後片付け終了までの時間を予約願います。

- 予約の変更
 - 予約の変更は事前に、日中をお願いします。電話でも結構です。
 - 当日の予約時間の変更は、事前に午後5時までをお願いします。
(変更した領収書を職員が作ります。委託警備会社では、時間の変更、使用料の変更、領収書の作成ができません。)
- 予約のキャンセル
 - 予約のキャンセルは事前をお願いします。
 - 事前に連絡がない場合は、予約された時間の使用料を徴収します。

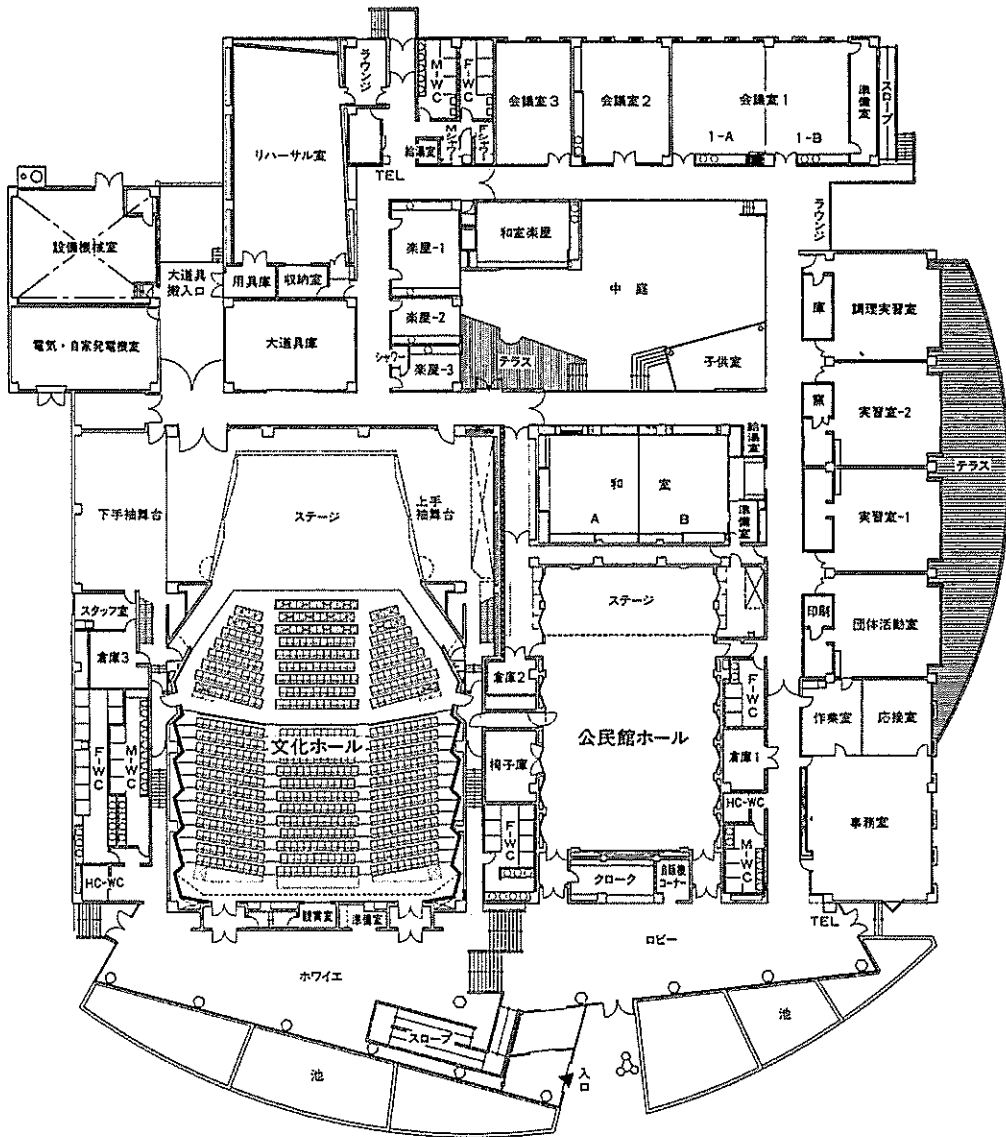
4 使用料の納入

- 納入の時期
 - 前納をお願いします。(公民館条例第14条により前納が定められています。)
 - 職員がいる日中の支払いをお願いします。(土、日も職員がいます。)
 - 前納されていない場合、鍵と引き換えで使用料をいただきます。
 - ・ 職員のない夜間も委託警備会社により、定まった使用料の支払をお受けします。この場合、つり銭のないようお願いします。
 - ・ 委託警備会社では使用料、予約時間の変更はできません。
- 使用料の払い戻し
 - 前納された使用料の払い戻しは原則できません。(公民館条例第15条)
- 予約時間を越えた使用
 - 予約時間を10分以上越えた使用は、追加使用料(1時間単位)をいただきます。
 - 22時以降、9時以前の使用は、時間外の使用となり使用料が2倍となります。

※ 予約、変更、キャンセル、使用料納入は日中をお願いします。 ※

ゆめホール知床

斜里町公民館 ゆめホール知床 館内図



館報 2013

斜里町公民館ゆめホール知床
平成 26 年 (2014) 3 月 31 日発行

〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町 4

Tel 0 1 5 2 - 2 2 - 2 2 2 2

Fax 0 1 5 2 - 2 2 - 2 2 2 0

http://www.town.shari.hokkaido.jp/05institution/10kyouiku_bunka/2012-0414-1533-66yumetop.html

E-mail : yumehoru@town.shari.hokkaido.jp